

平成18年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年3月9日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成18年3月9日 午前10時03分			議 長 山 口 要	
	散会	平成18年3月9日 午後2時25分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	欠	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	福祉課長(本庁)	
	助 役		農林課長(本庁)	
	教 育 長	池 田 修	商工観光課長(本庁)	
	総 務 部 長	中 島 庸 二	建設課長(本庁)	
	企 画 部 長	桑 原 秋 則	会 計 課 長	
	市民生活部長	中 山 逸 男	農業委員会事務局長	
	福 祉 部 長	田 代 勇	学校教育課長	
	産業振興部長	井 上 新一郎	社会教育課長	
	まち整備部長	山 口 克 美	総務課長(支所)	
	教 育 次 長		市民税務課長(支所)	徳 永 賢 治
	嬉野総合支所長	森 育 男	保健環境課長(支所)	池 田 博 幸
	総務課長(本庁)		福祉課長(支所)	井 上 嘉 徳
	財 政 課 長	田 中 明	農林課長(支所)	松 尾 保 幸
	企 画 課 長		商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長		建設課長(支所)	一ノ瀬 良 昭
	市民税務課長(本庁)		下 水 道 課 長	江 口 幸 一 郎
	保健環境課長(本庁)		水 道 課 長	角 勝 義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒 井 昇	書 記	太 田 長 寿
	書 記	堀 越 千 恵 子		

平成18年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年3月9日（木）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第45号 嬉野市表彰条例について |
| 日程第5 | 議案第46号 政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例について |
| 日程第6 | 議案第47号 嬉野市国民保護協議会条例について |
| 日程第7 | 議案第48号 嬉野市総合計画審議会条例について |
| 日程第8 | 議案第49号 嬉野市行財政調査委員会条例について |
| 日程第9 | 議案第50号 嬉野市法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例について |
| 日程第10 | 議案第51号 嬉野市長期継続契約に関する条例について |
| 日程第11 | 議案第52号 嬉野市国民健康保険税条例について |
| 日程第12 | 議案第53号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例について |
| 日程第13 | 議案第54号 嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例について |
| 日程第14 | 議案第55号 嬉野市分担金徴収条例について |
| 日程第15 | 議案第56号 嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業分担金徴収条例について |
| 日程第16 | 議案第57号 嬉野市水道審議会条例について |
| 日程第17 | 議案第58号 嬉野市消防審議会条例について |
| 日程第18 | 議案第59号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第60号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第61号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第21	議案第62号	嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第63号	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第64号	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第65号	嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について
日程第25	議案第66号	鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部を変更する規約の一部を変更する規約に係る協議について
日程第26	議案第67号	平成17年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第68号	平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第69号	平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第70号	平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
日程第30	議案第71号	平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
日程第31	議案第72号	平成17年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第32	議案第73号	平成18年度嬉野市一般会計予算
日程第33	議案第74号	平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
日程第34	議案第75号	平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算
日程第35	議案第76号	平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
日程第36	議案第77号	平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
日程第37	議案第78号	平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
日程第38	議案第79号	平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
日程第39	議案第80号	平成18年度嬉野市水道事業会計予算

午前10時3分 開会

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。平成18年3月定例会にお集まりをいただきまして、まことに御苦労さまでございます。

本定例会は、新嬉野市が誕生いたしまして初の定例議会でございます。嬉野市民それぞれの方が嬉野市議会の今後の議会というものがどのような形になるのかということで、非常に注目をされておられると思います。そしてまた、本議会におきましては、18年度当初予算を審議する極めて重要な議会でもございます。そういう意味で議員の皆様方の慎重なる審議、活発な御議論をお願い申し上げておきたいと思っております。本議会が会して議し、議して論じ、そして、論じて決すと。そして、より開かれた議会となるように皆様方と一緒に努力をしてまいりたいと思っておりますので、皆様方の御協力をあわせてお願い申し上げます。

本日は全員出席であります。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第1回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、3月7日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

皆さんおはようございます。3月7日、議会運営委員会を開催いたしまして、決定を得ましたので、御報告を申し上げます。

今会期につきましては、3月9日から3月27日まで19日間ということでございます。

まず第1日、3月9日、本会議。開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明。

第2日、3月10日金曜日、休会。議案審査。

第3日、3月11日土曜日、休会。議案審査。

第4日、3月12日日曜日、休会。議案審査。

第5日、3月13日月曜日、委員会。常任委員会。

第6日、3月14日火曜日、委員会。常任委員会。

第7日、3月15日水曜日、委員会。常任委員会。

第8日、3月16日木曜日、本会議。一般質問。一般質問が今回15名でございます。それで、5名ずつということで予定をしております。本会議の一般質問は、この日が5名です。

第9日、3月17日金曜日、休会。議案審査。

第10日、3月18日土曜日、休会。議案審査。

第11日、3月19日日曜日、休会。議案審査。

第12日、3月20日月曜日、本会議。一般質問。ここで5名でございます。

第13日、3月21日火曜日、休会。議案審査。

第14日、3月22日水曜日、本会議。一般質問。5名でございます。

第15日、3月23日木曜日、本会議。議案審議。

第16日、3月24日金曜日、本会議。議案審議。

第17日、3月25日土曜日、休会。議案審査。

第18日、3月26日日曜日、休会。議案審査。

第19日、3月27日月曜日、本会議。このときに議案審議を行いまして、討論、採決、閉会というふうになっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

それでは、定例会会期日程につきましては、委員長から報告のあったとおりでございます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま委員長報告のあったとおり会期を決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま委員長報告のあったとおり、今期定例会の会期日程を決したいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定によって、会議録署名議員に4番秋月留美子議員、5番園田浩之議員、6番副島孝裕議員を今会期中に指名いたします。

日程第2. 嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの19日間といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から3月27日までの19日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3. 諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました陳情につきましては、お手元に配付している文書表のとおりであります。所管の委員会において審査、検討、調査をお願いいたします。

日程第4. 議案第45号 嬉野市表彰条例についてから日程第40. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま歴史に残る第1回嬉野市議会定例会が開会をいたしました。会期中、真摯に努力をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、平成18年3月嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

平成18年1月1日、塩田町、嬉野町の2町が合併し、新しく嬉野市が生まれました。

嬉野市が誕生し、初代の嬉野市長に就任をいたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。3万400人の市民の皆様方とともに嬉野市の新しい歴史づくりに努力できますことに感激を覚えております。

バブルの崩壊以降15年近くになりますが、国内の一部では景気回復の声も聞こえるとのことですが、地方の状況はよろしくありません。嬉野市もまだまだ厳しい状況にあります。加えて地方分権もかけ声だけで、財源の十分な裏づけがないままに推進されてまいりました。しかしながら、嬉野市の振興は厳しくとも嬉野市民自身で継続して努力しなくては

なりません。

私の嬉野市づくりの目標は歓声が聞こえる嬉野市づくりとし、「明るく、優しく、たくましく」をキャッチフレーズに掲げ、施策に反映できるように努力をいたします。子供たちの笑顔、御高齢者のほほえみが市内全域にあふれ、それぞれの夢を実現するために協力し合う嬉野市でありたいと思います。

旧塩田地区、旧嬉野地区それぞれに、先人の御努力により素晴らしい歴史、伝統を築いていただきました。先人の御努力に感謝し、敬意、まず全市民、全組織の融和を推進いたします。加えて旧2町の執行部が努力してこられました行財政改革を継承し、推進をいたしたいと思います。

地域振興の方向性につきましては、地域コミュニティ活動の活性化、農業、観光業、工業、商業の後継者の育成、いやしと安らぎが体感できる福祉、保健、環境、教育施策の推進、観光資源の整備と情報発信の拡大、市職員の能力向上を進め、信頼される市役所づくりを私への課題として懸命に努力いたしますので、温かい御指導を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

条例の制定等が21件、一部事務組合の規約の変更に係る協議が1件、平成18年度予算議案が8件、平成17年度補正予算議案が6件、諮問1件の計37件の議案について御審議をお願いするものでございます。

また、本議会につきましては、15名の議員の皆様から一般質問をいただいておりますので、真摯に検討し、親切にお答えするつもりでございますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

第45号から第58号までの14議案は条例の制定であります。

まず、議案第45号 嬉野市表彰条例は、市政の発展及び市民の福祉の増進に寄与し、市民の模範となる市民を表彰するための条例の制定でございます。

議案第46号 政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき制定するものでございます。

議案第47号 国民保護協議会条例は、武力攻撃や大規模テロなどを想定し、市民の生命、安全、財産をどのように守っていくかについての計画策定を進める前提としての体制構築等

のための条例でございます。

第48号、第49号の2議案、嬉野市総合計画審議会条例、嬉野市行財政調査委員会条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき制定するものでございます。

議案第50号 嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例は、市民の負託に十分こたえることのできる職務遂行体制の確保に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第51号 嬉野市長期継続契約に関する条例は、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、新たに条例を制定して、長期継続契約の締結を可能にすることにより、事務の効率化と経費の削減を図るため、提案するものでございます。

議案第52号 嬉野市国民健康保険税条例は、合併に伴い暫定的に施行していた両町の条例を廃止し、新たに制定するものでございます。

議案第53号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例は、新たに市営下宿ふれあい住宅を開設したため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条の規定に基づき、特定公共賃貸住宅としての設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

議案第54号 嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例は、都市計画区域外の地域において災害を未然に防止し、調和のとれた地域開発に資するため、土地開発行為に関し必要な事項を定めるものでございます。

第55号及び第56号、嬉野市分担金徴収条例、嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業分担金徴収条例の2議案は、合併に伴い、暫定的に施行していた旧2町の条例を廃止し、受益者に分担金を賦課する場合における賦課基準等、必要な事項を新たに制定するものでございます。

議案第57号 嬉野市水道審議会条例は、水道事業の円滑な管理運営及び事業の適正化を図るため、審議会を設置するものでございます。

議案第58号 嬉野市消防審議会条例は、消防行政の円滑な運営を図るため、審議会を設置するものでございます。

第59号から第64号までの6議案は条例の一部改正でございます。

まず、議案第59号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部改正は、旅費の支給基準を明確にするため、改正を行うものでございます。

議案第60号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正は、国家公務員の給与改定等に準

じ、嬉野市職員の給与等の所要の改正を行うものでございます。

第61号、第62号及び第63号までの3議案、嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例、嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例、嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の条例改正は、佐賀県が医療費助成補助金交付要綱を改正したことに伴い、所要の改定を行うものでございます。

議案第64号 嬉野市営住宅条例の一部改正は、市営ふれあい下宿住宅の新設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第65号 嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止については、2月5日をもって嬉野市長職務執行者が退任したことに伴い、嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止するものでございます。

議案第66号 鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約に係る協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、第67号から第72号までの6議案は、平成17年度嬉野市一般会計を初めとして、各特別会計及び水道事業会計の補正予算に関するものでございます。

各会計とも旧2町の平成17年度予算につきまして、その未執行分を新市の暫定予算として、その後、本予算としてさきの議会で議決をいただいております。

歳入については、それぞれ最終的な調定見込みに基づき、歳出では事務事業の決算見込みに基づきまして、また、旧2町の決算剰余金を計上し、所要の補正を行っております。

以上のことから、各会計ごとの補正額及び補正後の歳入歳出予算の総額は、まず議案第67号の一般会計は162,402千円を減額し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3,688,307千円に、議案第68号の国民健康保険特別会計は85,220千円を減額し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ1,272,282千円に、議案第69号の公共下水道事業費特別会計は171千円を減額し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ807,126千円に、議案第70号の第七土地区画整理事業費特別会計は18年度へ繰り越す事業費7,000千円の繰越明許費の設定を行うものでございます。議案第71号の第八土地区画整理事業費特別会計は330千円を減額し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ212,000千円に、議案第72号の水道事業会計は水道事業収益を2,671千円減額し、290,506千円とするものでございます。

次に、議案第73号から議案第80号までは平成18年度嬉野市一般会計予算を初め、各特別会

計及び水道事業会計の当初予算に関するものでございます。一括して御説明を申し上げます。

嬉野市の18年度当初予算編成に当たりまして、旧2町の町長の申し合わせにより予算編成方針を定め、これに沿って編成いたしましたところでございます。

基本的には骨格予算として編成いたしておりますが、旧2町のそれぞれの継続事業や補助事業で国、県の採択が見込まれるもの、緊急を要するもの、合併協議のまちづくり計画に盛り込まれたリーディング事業やその他の協定事項について当初予算に計上いたしました。

特に市制を採用したことに伴う生活保護費は、これまでの旧2町になかった新しいものでございます。

なお、新市の今後の総合計画や、その他各種計画の検討と並行して、これらの計画との整合性を図りながら、6月以降をめどに具体的な肉づけを行い、編成を行う所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上のような方針に基づき編成いたしました平成18年度の当初予算は、歳入歳出ともそれぞれ一般会計が10,549,000千円、国民健康保険特別会計が3,616,689千円、老人保健特別会計が4,286,035千円、農業集落排水特別会計が401,972千円、公共下水道事業費特別会計が650,138千円、第七土地区画整理事業費特別会計が442,871千円、第八土地区画整理事業費特別会計が242,119千円となっております。

以下、予算案の主な内容について、予算書の事項別明細書の項目に沿って御説明を申し上げます。

それでは、一般会計の予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出総額10,549,000千円で新市の予算案を編成いたしましたところでございますが、旧2町の17年度当初予算と比較しますと、率で9.8%、額で945,827千円の増でございます。しかしながら、なお合併直前との対比では、率で1.1%、額では111,867千円の増となっております。

まず、2款の総務費でございますが、さきに申し上げましたが、リーディング事業として古湯温泉の用地購入及び基本構想等の策定に127,822千円、社会文化体育館の基本構想策定等に5,000千円、新市の総合計画策定の準備に要する経費として3,397千円、新市の交通の便を図るため、廃止路線代がえバス運行費補助等に16,008千円、合併によります事務の統合のための情報システムの構築に19,018千円などを計上いたしております。

次に、3款の民生費でございますが、障害者福祉で支援費408,429千円、地域包括支援

センター費に27,037千円、老人施設入所措置費に81,815千円、介護保険費負担金として316,023千円を、児童福祉では乳幼児医療費助成事業に37,652千円、延長保育事業に29,216千円を計上いたしております。

また、市制施行に伴い、生活保護費として生活困窮者の支援を行うため、440,683千円を計上いたしております。

なお、合併協議会の協定項目にあります地域福祉計画、障害者福祉計画、老人福祉計画、次世代育成支援行動計画の策定は、福祉施策の根幹をなすもので、急を要するものと承知いたしております。新市の総合計画の策定と整合性を図りながら、早期の着手を目指す所存でございます。

次に、4款の衛生費でございますが、老人保健法に基づく健康診査等に61,328千円、効率的な汚水処理整備のための基本調査に8,000千円、生活環境保全のための浄化槽設置整備事業に23,633千円などを計上いたしております。

次に、5款の農林水産業費でございますが、耕作放棄地の防止と農地の多面的な機能の確保のため、中山間地域直接支払事業交付金に55,495千円、生産基盤の整備と経営の安定のため、魅力あるさが園芸農業確立対策事業に68,650千円、普通林道開設事業として上不動線に83,630千円などを計上いたしております。

次に、6款. 商工費では、佐賀県遺産として認定された志田焼の里博物館の改修工事に10,050千円、嬉野温泉C I 事業に2,574千円などを計上し、商工団体への補助やイベント等に対する補助につきましては、旧2町の事業を基本として計上いたしております。

次に、7款. 土木費でございます。道路橋りょう費では、継続事業であります防衛施設周辺整備事業として161,171千円、交通安全施設整備事業に80,900千円、その他一般市道改良などを含み、道路新設改良費の総額で366,387千円を計上いたしております。

次に、8款の消防費では、旧2町の事業を基本として総額で455,960千円を計上いたしております。市民の安全・安心を守るため、消防関係施設設備の管理計画及び地域防災計画の策定につきましても早目の着手を目指したいと考えております。

次に、9款. 教育費でございます。

まず、学校教育費では、特色ある学校づくり推進事業に1,369千円、「オンリーワン」のさが体験活動支援事業に2,890千円、奨学金貸付事業に17,868千円、塩田中学校の校舎耐震

診断に10,115千円などを計上し、社会教育費では、伝統的建造物群保存対策事業として40,000千円、街並み環境整備事業に8,000千円などを計上いたしております。

一方、これらを補う財源といたしまして、収入の主なものは、地方交付税が36億円、市税が2,459,760千円、国庫支出金が1,196,248千円、県支出金が654,737千円、市債が651,200千円などがございますが、財政調整基金など基金からは577,830千円を繰り入れておるところでございます。

次に、国民健康保険特別会計について御説明を申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3,616,689千円としております。参考までに旧両町の平成17年度当初予算と比較しますと、率で0.3%、額では12,337千円の増となっております。不況によりまして、被保険者の増や前期高齢者の医療費の増などが見込まれる中、健康づくり事業や健康診査事業の推進に努め、医療費の抑制を図る必要があると認識をいたしているところでございます。

次に、老人保健特別会計について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額は4,286,035千円としております。平成17年度旧2町の当初予算と比較しますと、率で1.7%、額では73,228千円の増となっております。この理由といたしましては、制度改正により被保険者の増加を見込んでいるためでございます。

次に、農業集落排水特別会計について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は401,972千円としております。前年度と比較しまして、率で68.3%、額では163,171千円の増となっております。増加の理由といたしましては、事業着手の初年度となります五町田谷所地区の農業集落排水事業に地質調査、管路施設測量、設計委託などに177,356千円を計上したためでございます。

次に、公共下水道事業費特別会計について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は650,138千円としております。前年度と比較いたしまして、率で25.9%、額では227,254千円の減となっております。今年度の事業といたしましては、浄化センターの設備工事や管渠の布設工事が主なものでございます。おかげさまで本年3月に一部供用開始の運びとなりました。関係各位に厚く御礼を申し上げますところでございます。

次に、第七土地区画整理事業費特別会計について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は442,871千円としております。前年度と比較しまして、率で21.6%、額は129,176千円の減となっております。理由といたしましては、公共施設管理者負担金事

業が平成17年度に終了したことが主な理由でございます。

次に、第八土地区画整理事業費特別会計について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は242,119千円としております。前年度と比較しまして、率で1%、額は2,433千円の減となっております。ほぼ前年度並みとしておるところでございます。

次に、議案第80号 平成18年度水道事業会計について御説明を申し上げます。

給水件数9,680件、年間総給水量350万9,000トンと推計し、水道事業収益については、水道料金616,305千円、一般会計からの補助金171,041千円など801,726千円としております。

一方、収益的支出として浄水、配水に係る費用、受水費、職員給与費、減価償却費など総額818,759千円としております。

資本的収支については、収入は工事負担金、企業債の元金償還補助など総額45,848千円、支出では老朽管の更新や土地区画整理事業及び下水道工事に伴う配水管布設などの建設改良費、企業債償還金などの総額194,496千円を予定しており、不足額148,648千円につきましては、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補てんすることにしております。

今後とも水道施設の適切な維持管理に従事し、水道水の安定供給と水質の保全に努めるとともに、事業の健全な運営に向け努力してまいります。

最後に諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員のお一人でございます川添善一郎氏が平成18年6月30日をもちまして、3年の任期が満了となります。引き続き同氏を推薦したいと考えております。

川添氏は、嬉野市塩田町大字馬場下甲●●●●●●●●●●に居住され、昭和13年●●月●●日お生まれの67歳でございます。人権擁護委員として平成15年7月から相談活動をしていただいておりますが、実績は十分であり、社会奉仕の精神に基づき、さまざまな悩みを持つ方々の相談相手として地域福祉向上のために御尽力をしていただいております。

このような理由で川添氏は人権擁護委員として適任者であると考え、再度推薦したいと存じますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で本議会に提案いたしました議案等37件につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細な説明につきましては担当部長から説明をいたさしますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件等を追加上程の予定でございますので、よろしくようお願い申し上げ

げます。

以上で提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第45号から議案第47号までについて説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、細部説明を行います。

その前にお許しをいただきたいのは、今回、この議案の説明に当たりましては、各担当部長から説明を申し上げるわけがございますけれども、その間、説明等について若干の差異があるかと思っておりますけれども、御容赦をお願いいたします。

それでは、まず総務の担当ということで議案第45号を説明させていただきます。一部市長の提案理由と重複するところがあるかもわかりませんが、御容赦をお願いいたします。

議案第45号 嬉野市表彰条例につきまして、目的といたしまして、議案第45号の後ろでございますけれども、この条例につきましては、本市の市政の発展及び市民の福祉の増進に寄与し、その功績が顕著で市民の模範になる者を表彰することにより、その功績をたたえとともに、市の自治の振興を促進することを目的として制定されるものでございます

これにつきましては、旧嬉野町、旧塩田町両町にもございましたけど、今回、漸次ということをお願いするものでございます。

この中で第3条でございますが、「市長の諮問に応じ、表彰に関する事項を審査するため、推薦委員会を置く。」ということで、推薦委員会の設置をうたっております。このことにつきましては、推薦委員長として助役並びに推薦委員といたしましては有識者、市の部長、課長等を充てる予定でございます。

なお、この推薦につきましては、諮問で「第2条各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、推薦委員会に諮問しなければならない。」ということでございますが、この推薦の基準日は、毎年11月3日ということで基準日を制定しております。聴取につきましては、毎年10月11日までということで行うものでございます。

以上、この議案につきましては、附則につきまして公布の日から施行するという一方で、ただし、第2条、第7条に規定する者については、平成18年1月1日から適用するというこ

とでお願いするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第46号でございます。政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例、この条例につきましては1ページをお願い申し上げます。

趣旨といたしまして、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、嬉野市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものでございます。

これにつきましても、旧両町にありました条例について新市として定めるものでございます。

これにつきましては、特段変更はございませんけれども、今回、漸次ということをお願いを申し上げます。

続きまして、議案第47号でございます。嬉野市国民保護協議会条例につきまして御説明を申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

目的といたしまして、この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、嬉野市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

これにつきましては、佐賀県国民保護計画を受け、市長は国民の保護に関する計画を設けなければならないということございまして、これをつくるための協議会の条例でございます。

第2条（委員）でございますが、協議会の委員の定数は30名以内ということでございます。

この30名という中身でございますが、当該市町村の区域を所管する指定地方行政機関の職員及び当該市町村の県の職員、当該市町村の助役、教育長並びに市町村の職員、それから知識や経験を有する者ということで、これは自治会長さん等を充てることになっております。それと自衛隊に所属する者ということで、自衛隊に所属する者もこの協議会の定数の中に入るものでございます。

あと条例の中で、この協議会についてスムーズに運営するためにこのような規則でこの条例を定めております。

それで附則としまして、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるということで、この条例は平成18年4月1日から施行するもの

でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第48号について説明を求めます。企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

それでは、議案第48号の嬉野市総合計画審議会条例についての細部説明をいたします。

本条例の制定の理由でございますが、合併後の嬉野市として、早急に施策の指針となる総合計画を策定する必要がありまして、地方自治法の規定に基づきまして、執行機関の附属機関として審議会設置の条例をお願いするものでございます。

1 ページの条例の中に書いてありますように、第3条（組織）といたしまして、審議会の委員につきましては、市長の委嘱ということで20名以内の組織といたしまして、市議会議員3名、学識経験を有する方を2名ないし3名、市民、団体の代表者からということで13名から15名ということで、その中の2名から3名程度につきましては、一般市民の方から公募をいたしまして、選任をしていきたいというふうに考えております。

また、審議会の事務局に市職員による幹事会及び企画委員会を設置することにいたしております。

第4条の委員の任期につきましては、諮問に係る策定が終了するまでとしておりますけれども、計画書の策定につきましては、住民のアンケート調査を実施、あるいは各種団体との対話集会を開催するなど多くの市民の方々の意見を聴取しながら、早急に総合計画の策定をしていかなければならないというふうに思っております。

2 ページに附則といたしまして、この条例は4月1日から施行ということで、本条例の制定をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第49号から議案第51号までについて説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第49号でございます。嬉野市行財政調査委員会条例についてお願いするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

嬉野市行財政調査委員会条例で、設置の目的といたしまして、嬉野市行財政の健全な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市行財政調査委員会を置くものでございます。

これにつきましては、第3条、委員会は、委員15名をもって組織するというところでございますが、この15名の内容につきまして、選任をする予定をさせていただいておる方につきましては、議員のOBの方、行政嘱託員、それから一般のあれと公募を3名予定しているようなものでございます。

それで、委員の任期でございますが、先ほどの前条例と同様に、委員の任期は当該諮問に係る審議及び実施期間が終了するまでということと定めております。

以上、各会長、副会長及び会議、幹事会等の定めについては、各記載されているとおりでございます。

最後に附則でございますけれども、この条例は、平成18年4月1日から施行をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

続いて50号も。

○総務部長（中島庸二君）

議案第50号でございます。嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例についてでございます。

これにつきましては、旧嬉野町にありました条例でございまして、法令遵守委員会を設置し、この条例の目的を達するものでございます。

目的といたしまして、「この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、本市の職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長及び助役をいう。）が法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行をするに当たっての体制の確保に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、市民と共に民主的な市政に資することを目的とする。」ものでございます。

このことにつきましては、特に市長も申し上げておりますように、公正な政治ということ

で、市政についての責務等について定めた条例でございます。

附則につきましては、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

議案第51号 嬉野市長期継続契約に関する条例についてでございます。

これは新規の条例でございます。これにつきましては、ここに理由がございますが、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令167条の17に基づき、条例の制定を必要とするものでございます。

これにつきましては、次のページでございますが、今まで電子計算機等の物品を借り入れるための契約、それから警備業務等の庁舎管理に関する契約、情報システム、検査機器等の監視及び保守に関する契約等3項のほか、商習慣上複数年にわたることが一般的な契約のうち、特に市長が認めるものということで、これらの契約につきましては債務負担行為を必要としておったわけでございますけれども、今回の改正により債務負担から外させていただいて、長期継続契約を可能にするための条例でございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成18年度の契約から適用するというところでお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

細部説明の途中ですけれども、ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第52号について説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第52号 嬉野市国民健康保険税条例について御説明をいたします。

嬉野市の国民健康保険の税率につきましては、3月6日、全員協議会において御説明をさせていただいたところでございます。

合併後の課税につきましては、合併に伴う国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例により旧両町の国保税条例で対応してきたところでございます。それで、平成18年度か

ら税率を統一し、新市の国保税条例の制定が必要であるということで提案をするものでございます。

まず、第3条について御説明をいたします。

第3条については所得割額を規定したもので、100分の10.4とするものでございます。

それから、第5条につきましては被保険者均等割額を規定したもので、26千円とするものでございます。

それから、第5条の2は世帯別平等割額を規定したもので、38千円とするものでございます。

それから、第6条から第7条の2までは介護納付金課税被保険者に係る税率を規定したのですが、所得割を100分の1.48、均等割額を6,900円、平等割額を5,400円とするものでございます。

5ページをお開きください。

5ページの第13条につきましては国保税の減額を規定したものでございますけれども、これは一定所得以下の世帯について軽減措置をうたったものでございます。

今回の税率変更に伴いまして、先ほど申し上げました2ページからの均等割、平等割額の7割、5割、2割、それぞれ減額をする金額を示したものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

8ページの方の附則といたしまして、この条例は、平成18年4月1日から施行するというものでございます。

2項については条例の廃止ということで、塩田町の国民健康保険税条例、嬉野町の国民健康保険税条例及び合併に伴う国保税条例の適用の特例措置に関する条例は廃止するというので、そこの方にはうたっております。

以上で説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第53号及び議案第54号について細部説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

それでは、議案第53号について御説明をいたします。

議案第53号は、嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例でございます。

条例制定の理由につきましては、現在、特別養護老人ホームうれしのの北側に木造の市営

住宅14戸を整備いたしております。そのうちの2戸につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条に基づく中堅所得者を対象といたしました特定公共賃貸住宅として建設している関係で、既存の嬉野市営住宅条例とは別に本条例の制定が必要となったものでございます。

1ページをお願いいたします。条例の内容について申し上げます。

第1条につきましては、特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるといふ条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条は用語の定義、第3条は特定公共賃貸住宅の設置に関する規定で、別表に名称、位置、建設年度等を掲げております。8ページの方に別表がございます。

第4条の入居者の公募以降につきましては、嬉野市営住宅条例とほぼ同様の規定となっておりますので、相違点について御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

第6条の入居者資格に関する規定の中で、第3号につきましては所得要件を定めたものでございます。具体的には200千円から601千円の範囲内に該当する世帯が対象となります。

次、3ページをお願いいたします。

第13条は家賃の決定及び変更に関する規定でございますが、第1項は家賃の設定基準、第2項は家賃を変更することができる場合を定めたものでございます。

第14条及び第15条は家賃の減額に関する規定で、入居者の申請に基づきまして、一定期間家賃を減額できる旨を定めたものでございます。

4ページをお願いいたします。

第16条につきましては、家賃を減額した場合に家賃のかえて徴収する入居者負担金に関する規定でございます。

7ページをお願いいたします。

第30条は駐車場の管理に関する規定で、駐車場の使用資格、使用の申し込み、使用者の決定、使用料及び使用料の変更については、嬉野市営住宅条例の関係規定を準用することを定めたものでございます。

第31条は駐車場の使用料の納付、使用に関する届け出等について、本条例の家賃の納付、入居者の保管義務等に関する規定を準用する旨を規定したものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条及び第31条の規定は嬉野市

営住宅条例附則第1項ただし書の規定するところにより施行するとするものでございます。

具体的には、第30条につきましては平成14年の4月1日から、第31条につきましては平成19年の4月1日から施行するというものでございます。

議案第53号につきましては以上でございます。

○議長（山口 要君）

それでは、引き続いて議案第54号について細部説明を求めます。企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

それでは、議案第54号 嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例についての細部説明をいたします。

本条例の制定につきましては、都市計画区域の指定がなかった旧塩田町での土地開発行為に関する災害防止条例を合併後の暫定条例として定めておりましたが、これを一たん廃止いたしまして、今回、嬉野市の土地開発行為に関する災害防止条例として新たに条例の制定をお願いするものでございます。

提案の理由でございますが、嬉野市内においては、土地開発行為が行われる場合、災害を未然に防止するとともに環境保全上からも調和のとれた地域開発に資するため、必要な事項を条例で定めるものでございます。

条文の中で第3条の適用範囲でございますが、「嬉野市の都市計画区域外において、3,000平方メートル以上の開発行為に適用する。」ということでございますが、都市計画区域の未線引き区域での3,000平方メートル以上の開発行為は許可申請をするようになっております。それを準用いたしまして、都市計画区域外においても3,000平米以上の開発行為については届け出の義務を課しております。

いずれにいたしましても、本条例を制定することによりまして不法な投棄処分や残土処分など、大幅な切り土とか盛り土による災害を未然に防止するということが目的といたしております。

附則といたしまして、2ページに掲げておりますように、この条例は、平成18年4月1日から施行するということでございます。

経過措置といたしまして、「この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。」ということ定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

それでは、次に議案第55号及び議案第56号について細部説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

それでは、議案第55号について御説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。嬉野市分担金徴収条例。

趣旨といたしましては、第1条で、この条例は、工事に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定により受益者に分担金を賦課する場合における分担金の賦課基準その他必要な事項を定めるものでございまして、提案理由でありましたように、2町それぞれにありました条例を一本化するために今回定めるものでございます。

施行につきましては、平成18年4月1日から施行するものでございます。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

ここに各事業における具体的な賦課基準を設けておりますが、今回、調整の方向性としましては、新しく定めることによって負担増につながらないように配慮したつもりでございます。

また、従来は旧嬉野町と旧塩田町では文言の表現が違っておりましたが、今回は新しく分担金の対象となる経費を補助対象事業費から国、県の補助金を減じた額にそれぞれの額を得た範囲内ということで統一をさせていただいております。個々の負担区分につきましては、別表の方をごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第56号 嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業分担金徴収条例について説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

第1条 この条例は、嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業の実施に伴い、受益者に分担金を賦課する場合における分担金の賦課基準その他分担金の賦課に関し必要な事項を定めるものということで、これも2町それぞれあったものを今回同じ基準で分担金を徴収することによって定めるものでございます。

これも平成18年4月1日からの施行でございます。

この基準につきましては、2ページ、第2条に定めておりますように、従来、塩田町におきましては、工事費及び事務費に関しまして賦課の対象としておりましたが、旧嬉野町に

おきましては工事費のみに分担金を課しておりました。そういうことから、これも同じような負担割合になるように、嬉野市の場合には20%、総額で事務費を除く20%を賦課し、お願いするという事で制定をしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

それでは、引き続いて議案第57号について細部説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第57号 嬉野市水道審議会条例を説明いたします。

嬉野市水道審議会条例を別紙のように制定するものでございます。

理由といたしましては、水道事業の円滑な運営を図るために地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例を制定するものでございます。

1 ページにいきまして、水道審議会の条例の第1条（設置）でございます。

水道事業及び簡易水道事業の円滑な運営を図るため、先ほど申しました地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市水道審議会を置くこととしております。

それから、第3条の組織ですけれども、「審議会は、委員14人以内で組織する。」ということにしております。

まず、学識経験を有する者、市議会議員の代表者、民間団体等の代表者、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるものとなっております。

あとの条項につきましては記載のとおりでございます。どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

それでは、次に議案第58号から議案第60号までについて細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第58号 嬉野市消防審議会条例につきまして御説明を申し上げます。

理由といたしまして、消防行政の円滑な運営を図るため、嬉野市消防審議会の設置が必要であるということで、これは旧塩田町にございました消防審議会条例を今回新市としてお願いするものでございます。

嬉野市としまして、旧嬉野町が550名、塩田町が500名で、1,050名の消防団員が団員数としていらっしゃるんですけども、この条例につきましては、部の統廃合、組織、定数等を定める場合、第三者の意見を聞くための条例でございます。

この中で第3条でございますけれども、「審議会は、委員10人以内で組織する。」ということで、2項の「委員は、次に掲げる者のうち市長が任命する。」ということで、1、2、3項、嬉野市議会議員、旧塩田町の中身で申し上げますと、市議会議員が3名、嬉野市消防団員が3名、学識経験のある者が4名ということで、10名で構成をしていただいております。今回もこのような組織になるということでお願いいたします。

それと、任期でございますが、第5条の任期につきましては2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするものでございます。

施行期日として、附則に掲げておりますように、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第59号について御説明申し上げます。

嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

理由といたしまして、嬉野市議会議員の旅費の支給に関し、支給基準を明確にするために条例の一部を改正する必要があるものでございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

次の1ページというところをもう一枚めくっていただきまして、費用弁償の改正、現行について御説明申し上げます。

費用弁償につきましては、「議長、副議長及び議員が職務のため旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。」ということで現行はなっておったわけでございますけれども、2項につきましては、「前項の旅費の額は、市長の受ける旅費に相当する額」ということで、旅費の基準を決めたものでございます。

3項につきましては、「前2項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、嬉野市職員等の旅費に関する条例の例による。」ということでございます。

この条例につきましては、施行日としては、公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第60号でございます。嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例でございますが、これについては、昨年の国家公務員の給与改定等に準じ、嬉野市職員の給与を改正する必要があるために条例改正を行うものでございます。

給与法の改定により、平成17年法律第113号により交付を受けております。

主な改正点といたしまして、現在、嬉野市の職員につきましては今回、9級を7級制に改定するものでございます。

中身につきましては、7ページをお開きいただきたいと思っております。

行政職給料表ということで、9級まで級はございましたけれども、新級といたしまして、1級から7級で1、2級を1級、4、5級を3級ということで改定されるものでございます。これに伴いまして、各級に加えた職員がさまざまな形でこれに張りつける中身となっております。

また、この改定のもう一つの監査額の調整といたしまして、1号給を4分割にしてこの調整を行うものでございます。それと、今までは職員等の給与改定は年に4、7、11、1月と4月でおのおのの改定月におられた職員をすべて統一して、1月1日に1回だけ給料として改定する制度になるものでございます。

それで、この改定の条例につきまして、6ページをお願いいたします。

第10条でございますけれども、嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正が必要となります。これにつきましては、この期間について若干の調整が出てくるということでございます。これは18ページを見ていただきたいと思っております。後ろの方のページですね。議案第61号の前のページでございますけれども、嬉野市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表ということで現行と改正案を示してあります。「その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に市長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」ということでございます。

続きまして、6ページに戻っていただきたいと思っております。

第11条でございますけれども、嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、次の7ページを開いていただきまして、先ほど申し上げましたように、行政職の給料表が9級から7級に当市としても該当するわけでございますので、これにつきまして12ページをお願いいたします。

改正案として、12ページに行政嘱託員からずうっとあるわけでございますけれども、消防団の分団長が行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずるといような、こういう形の変

更が出てきているようなものでございます。

続きまして、第12条でございますけれども、次の7ページです。

嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正ということで、第12条の嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表の欄中「行政職3級以上」を「行政職2級以上」に、「行政職2級以下」を「行政職1級」に改めるというふうになっております。これについては10ページをお願いいたします。

改正案として、ここに市長、助役等については変更ありませんけれども、行政職2級以上の職務にある者についての旅費、日当、宿泊料、食卓料がこのように位置づけてあるということでございます。

その下の欄の行政職1級についても、この位置づけをされたものでございます。

内容については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山口 要君）

それでは、引き続いて議案第61号から議案第63号までについて細部説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

それでは、御説明を申し上げます。

議案第61号から63号の三つの医療費助成の条例につきましては、いずれも県の医療助成費補助金交付要綱の改正に伴って今回改正をお願いするものでございます。

まず、議案第61号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正の内容につきましては、次のページを開いていただいたら、入院時の食事代を自己負担とするものでございます。ただし、食事療養に関するものは除くということでございます。

附則としまして、平成18年の7月1日から施行ということでございますけど、これにつきましては、制度の円滑な実施を図るため、住民、あるいは医療機関への周知期間が必要だということがあり、今回改正をお願いいたしております。

次、議案第62号をお願いします。嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これも内容につきましては、次のページをお願いします。

「入院時食事療養費、」を削りということで、入院時の食事代については自己負担をお願いし、ただし、食事療養に関するものは除くということでお願いをしております。

いずれも先ほどの条例と同じく7月1日からの施行でございますけど、周知期間の必要性ということで今回改正をお願いしております。

次、議案第63号でございます。嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、次のページをお願いしたいと思います。

これにつきましては、もう一つ次のページの新旧対照表をごらんいただいたがわかりやすいかと思います。改正案としまして、「1人につき月額500円を控除した額」ということで、医療費の500円の負担の内容となっております。また、先ほどと同じく入院時の食事代につきましては、これを自己負担とし、ただし、食事療養に関するものは除くということでございます。

これにつきましても7月1日の施行でございますけど、周知期間等の必要がありまして、今回改正をお願いいたしております。よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

それでは、引き続き議案第64号について細部説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

それでは、議案第64号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案につきましては、市営下宿ふれあい住宅の新設に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

今回、改正する部分につきましては、第9条及び別表第1、別表第2の一部でございます。

第9条は入居者の選考に関する規定でございます。第9条第2項の次に第3項を追加するものでございます。

第3項は、現行条例に規定がございません特定の者の優先入居について定めるもので、現在建設中の公営住宅12戸のうち2戸が身体障害者向けの住宅として整備している関係もございまして、第1項の選考基準、第2項の公開抽選による決定のほかに、特定の者を優先的に先行して入居させることができる規定を追加するものでございます。

第1表は市営住宅の名称及び位置を定めたもので、立石住宅の次に「下宿ふれあい住宅」を追加するものでございます。

別表第2は駐車場が設置されている市営住宅の名称を定めたもので、同表に「下宿ふれあい住宅」を同じく追加するものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

議案第64号につきましては以上でございます。

○議長（山口 要君）

それでは、引き続いて議案第65号について細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

議案第65号について御説明申し上げます。

嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてでございますけれども、理由といたしまして、平成18年2月5日に市長選挙が行われ、同日、嬉野市長職務執行者が退任したことに伴い、嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

○議長（山口 要君）

それでは、引き続いて議案第66号について細部説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第66号について御説明を申し上げます。

これは鹿島・藤津地区衛生施設組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約に係る協議でございます。

鹿島・藤津地区衛生施設組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

鹿島・藤津地区衛生施設組合同規約の一部を変更する規約、これは次の次、2ページにございますけれども、この一部を変更する規約を変更するものでございます。これは組合議員の定数などについては両町の12月定例議会におきまして議決をいただいたところでございます。その際、鹿島市さん、太良町さんにつきましては、それぞれ市議、町議の任期満了時に合わせ定数減とすることになっておりましたけれども、それを18年の4月1日から鹿島市が6人

を4人に、太良町が3人を2人に組合議員の定数を変更するという事で議会の議決を求めるものでございます。

附則の方で、この規約は、佐賀県知事の許可の日から施行するという事でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山口 要君）

それでは、次に議案第67号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

平成17年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162,402千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,688,307千円とするものでございます。

これにつきましては、臨時議会で御承認いただきました当初予算から、額にしまして162,402千円の減、率として4.2%の減でございます。中身については、事業の清算、見直し等によるもので確定したものでございますが、25ページをお願いいたします。

第17款の諸収入でございますが、雑入の中で旧町決算に伴う余剰金ということで1,045,800千円の現予算という形で補正をお願いしているわけですが、これの増額として305,892千円の決算余剰金が出ております。これにつきましては清算をしたところでございますけれども、この雑入につきましては、当初予算からこの分の余剰金という形で出しております。これと関連しまして、22ページをお願いいたします。

16款の繰入金でございますけれども、基金繰入金ということで、目の財政調整基金繰入金でございますけれども、これにつきましては、今回の予算の財源としまして65,896千円計上しております。

それと、減債基金につきましては、2目の減債基金繰入金につきましては、この決算の余剰金等に当たるものを減債基金の中に戻したものでございます。127,257千円の減ということで、これは減債基金の中に戻したということで御理解をいただきたいと思っております。

地域づくり事業基金繰入金及び公共施設建設基金繰入金につきましても、決算を見て、この分で当初支出を見ていたものを基金に繰り戻したものでございます。

以上、中身については、あと先ほど申し上げましたように事業の精算等で決定したものでございますけれども、こういう基金への繰り戻しを行ったという内容が一部ございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

それでは引き続いて、議案第68号について説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、続きまして、議案第68号 平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

平成17年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

合併後の本予算が1,357,502千円をお願いしておりましたけれども、一般会計と同じような理由で、額の確定、あるいは最終的な調定見込みなどによりまして、歳入歳出の予算の総額それぞれ85,220千円を減額するものでございます。合併後の本予算に対して6.3%の減となっております、それぞれ1,272,282千円とするものでございます。

64ページをお開きください。

ここは国民健康保険税ですけれども、国保税につきましては、暫定予算から本予算に移行するときちょっと事務処理の関係で十分な精査ができない面がありまして、今回補正に当たりまして最終的な調定見込みを行いまして、計で95,561千円を減額いたしまして、266,790千円とするものでございます。

続きまして、67ページをお開きください。

雑入でございますけれども、これは12月末での旧2町の決算を行いまして、決算剰余金として93,648千円となりまして、63,648千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、71ページの老人保健拠出金でございます。

これにつきましては、確定によりまして合計で92,115千円減額をし、191,235千円とするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（山口 要君）

それでは次に、議案第69号から議案第71号までについて説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

それではまず、議案第69号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ807,126千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書の方で御説明いたします。

79ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費について御説明いたします。

翌年度に繰り越す事業は公共下水道事業で、繰り越す金額は汚泥処理設備工事費の10,000千円でございます。

繰り越しの理由につきましては、平成17年度に発注しました汚泥処理等建設工事及び場内整備工事の入札減に伴いまして事業計画を一部変更し、平成18年度に予定をしておりました汚泥処理設備工事を繰り上げて実施することといたしましたが、工期が不足し、年度内に完了しない見込みとなりましたので、翌年度に繰り越すものでございます。

80ページをお願いいたします。

事項別明細書でございますが、まず歳入で、公共下水道手数料を今回124千円増額をいたしております。これは3月10日の供用開始に伴いまして確認検査手数料をそれぞれ26件見込んで計上をいたしましたものでございます。なお、指定工事事業者責任技術者登録手数料の72千円につきましては、実績見込みによるものでございます。

81ページをお願いいたします。

一般会計繰入金の減額は、財源調整によるものでございます。

82ページをお願いいたします。

次、歳出について申し上げます。

事業費の総務費で報酬を171千円減額いたしております。これにつきましては、下水道の一部供用開始、接続の促進、認可区域拡大及び事業経営など事業の進展に伴いまして、現委員会の役割を見直す必要が生じたこと、また新市といたしまして、旧町の污水計画を再検討しまして、新たな污水処理構想を策定する必要があることから、平成18年度において新たな委員会を発足させるよう現在検討しておりまして、現委員会の年度内開催を見送ることとしたものでございます。

議案第69号につきましては、以上でございます。

次、84ページをお願いいたします。

議案第70号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補

正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、繰越明許費の設定をお願いするもので、予算総額等の変更はございません。

85ページをお願いいたします。

第1表の繰越明許費について御説明いたします。

翌年度に繰り越す事業は嬉野第七土地区画整理事業で、保留地処分金事業に係る家屋移転補償費の7,000千円を翌年度に繰り越すものでございます。

繰り越す理由は、補償交渉に日数を要し、年度内に予算の執行ができない見込みとなったためでございます。

議案第70号につきましては、以上でございます。

次、86ページをお願いいたします。

議案第71号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,000千円とするものでございます。

89ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費につきまして御説明いたします。

翌年度に繰り越す事業は嬉野第八土地区画整理事業で、繰り越す金額23,180千円の内訳を申し上げますと、工事請負費が9,303千円、補償費が13,877千円となっております。

繰り越しの理由につきましては、先ほどと同様、補償交渉に日数を要し、物件移転補償契約の締結がおくれていること及びその影響により整地工事等が年度内に完了しない見込みとなったためでございます。

第3表の地方債補正は、事業費の確定に伴いまして、土地開発事業の起債限度額を400千円減額いたしまして、補正後の起債限度額を94,300千円とするものでございます。

次は、92ページをお願いいたします。

歳出の方から申し上げますが、事業費の1目、土地区画整理事業費で負担金330千円の減額につきましては、中井手橋の詳細設計委託料の確定に伴うものでございます。

歳入につきましては、歳出の補正に伴う財源調整でございます。

議案第71号につきましては、以上でございます。

○議長（山口 要君）

それでは引き続いて、議案第72号について説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第72号の水道事業の補正予算を説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出でございます。

第1款の水道事業収益を不動山簡易水道事業の収入が見込まれたため2,671千円を減額するものでございます。それに伴いまして、290,506千円とするものでございます。

それに伴いまして、第2項の営業外収益を同額減額いたしまして、140,364千円とするものでございます。

第2条に基づきまして、第3条ですけれども、他会計からの補助金153,614千円を150,943千円に改めるものでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

説明の途中ですけれども、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第73号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明を申し上げます。

議案第73号につきまして、平成18年度嬉野市一般会計予算につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,549,000千円と定めるものでございます。これにつきましては、当初予算説明資料でございますけれども、これをお開きいただきたいと思います。1ページをお願いいたします。

この中で一番下を見ていただきますと結構でございますけれども、当初予算がこういう形

であります。それで、平成17年度の2町の合計から比較増減いたしますと、この当初予算説明配付資料、平成18年度の薄いやつでございます。（発言する者あり）配付資料でございます。当初予算説明配付資料でございます。

○議長（山口 要君）

おわかりになりましたか。いいですか。はい、どうぞ。

○総務部長（中島庸二君） 続

これに基づきまして、両町の平成17年度の比較といたしまして、額にして945,827千円の増で、率にして9.8%でございます。これは平成17年度の両町の最終の議会で議決いただきました額からしますと、率で1.1%の増、額としまして111,860千円の増となります。

予算書の5ページをお願いいたします。

先ほどの説明資料はそのままお開きをお願いいたしたいと思います。

この中で一番構成比として高いものと申し上げますと、歳入で申し上げますと、10款の地方交付税の36億円、構成比が34.1%でございます。比較増減といたしまして、17年度当初としますと549,600千円の増で、18%増減率がございます。

2番目に大きいものとしまして、前へ行っていただきまして、3ページでございますけれども、ここにありますように市税、1番の市税を見ていただきますと、当初予算額が2,459,760千円ということでございます。構成比として23.3%、比較増減といたしまして、17年度と比較しますと4,348千円、増減比は0.2%でございます。

3番目としまして、14款の国庫支出金、ページにいたしますと6ページでございますけれども、この1枚目の14款でございます。国庫支出金が1,196,248千円、構成比が11.3%、額にしますと466,713千円の増となって、増減比として64.0%ということでございます。これにつきましては、介護保険と、それからほかの福祉の要因でふえているようなものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、資料の3ページをお願いいたします。

一番大きいのが民生費の3,524,475千円でございます。構成比が33.4%、額にしまして698,348千円、増減率24.7%で、これにつきましては先ほど申し上げましたように介護保険、生活保護費の関係が特に増の要因でございます。

2番目としまして、2款の総務費1,221,732千円、構成比としまして11.6%、増減としま

して26,965千円、増減比2.3%でございます。

3番目としまして、公債費でございます、予算書の12ページでございます。1,133,774千円となっております。構成比としては10.7%、額にして15,535千円の増、1.4%の増でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

第2表の継続費につきましては、7款の土木費で、大野原地区の防衛施設周辺整備事業の18年、19年の継続費で143,604千円となっております。

第3表の債務負担行為につきましては、今回指定管理者制度を採用されたもので、債務負担行為が2件ございます。これにつきましては、嬉野市嬉野老人福祉センターの管理に係る委託料と、いきいきデイサービスセンター「湯っくらと」の管理に係る委託料で、18年から20年までを定めるものでございます。各年度の予算で定める額としては2カ年分を定めております。

それと、嬉野市土地開発公社の損失補償につきましては、130,000千円の限度額を設定しております。これは17年度の旧塩田町、旧嬉野町の分ということで、塩田町はございませんでしたけれども、嬉野町の130,000千円をそのまま持ってきたものでございます。

続きまして、16ページをお願いします。

第4表の地方債でございますけれども、起債の目的は8事業に該当させるものでございます。特に一番下の合併特例債は116,000千円の限度額を設定して、合計651,200千円の限度額の設定をしているものでございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細に入らせていただきます。

第1款の市税でございますが、個人の市民税、節で現年課税分として、徴収率98.5%で、率が6.5%の増ということで631,603千円の計上を見ております。

ちなみに、平成16年度の確定数値といたしましては、609,779千円が現年の収入額でございます。個人の決済額でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

市税の固定資産税でございます。固定資産税の現年課税分でございますけれども、1,242,866千円の額ということで計上いたしておりますけれども、対前年比としては5.3%の減でございます。額にして69,958千円の減収ということで見ております。この大きな要因と

いたしましては、家屋評価の減ということが原因でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

市税の目の市町村たばこ税でございますが、現年課税分といたしまして322,847千円を計上させていただいております。額にして前年対比といたしまして28,704千円、率にして9.8%の増でございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。

第2款の地方譲与税の所得譲与税でございますけれども、今回、所得譲与税につきましては、前年対比90,507千円の増、率にして82.3%でございます。これにつきましては、国の三位一体改革により18年度の税制改正で移譲額等が措置されたことによるものでございまして、財源措置として大幅にふえたものでございます。

内容等につきましては、住民税課税所得段階ごとの納税義務者を基礎に理論算定した税源移譲前後の個人住民税収の差ということでございます。

72ページをお願いいたします。

自動車重量譲与税でございますけれども、前年対比で12,000千円の増、13.5%の増で、101,000千円ということでございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

6款の地方消費税交付金でございますけれども、これにつきましては、271,000千円でございますけれども、前年比減額の11,880千円、率にして4.2%の減ということで、これは県の見込みでございますけれども、直近の国勢調査人口及び事業者統計の従業員数によるもので案分するものでございますけれども、県の推計でいきますと、人口減がかなりの要因になってくるかということでございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

10款の地方交付税でございますけれども、総額といたしまして36億円でございます。普通交付税がそのうち30億円、特別交付税が6億円でございます。普通交付税にいたしますと、3.7%の増、特別交付税は240%の増でございます。特別交付税につきましては、350,000千円の増を見ております。これについては合併等の特別交付税等も含まれるものと思います。

ちなみに、平成17年度の地方交付税の歳入見込みでございますけれども、普通交付税が3,070,577千円、特別交付税が421,000千円となっております。

続きまして、85ページをお願いいたします。

主なものを申し上げます。農林水産業使用料、13の使用料でございますけど、広川原キャンプ場3,400千円、林業使用料でございますけれども、これは4月末から10月末、土曜、日曜、祭日、夏休みまで含めましての利用料を見ております。約90泊ということで、おのこのバンガロー、コテージ、50%から25%の利用率ということで、3,400千円ということでございます。

それから、商工使用料の志田焼の里博物館1,500千円の利用料につきましては、入館料が500千円、体験等使用料が1,000千円ということでございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

住宅使用料でございますけれども、今回、条例の中にもございましたように市営住宅等が新設されまして、かなりの使用料のアップでございます。下瓦住宅が2,305千円、志田原住宅が2,809千円、市営住宅が88戸で8,393千円というふうに計上をいたすものでございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。

財産収入でございますけど、16款の財産収入で、財産貸付収入の上から二つ目、1,814千円の塩田リバーサイドショッピングセンターにつきましては、現在貸し付けておりますプラットの貸付料でございます。平成9年6月4日から平成29年6月3日まで20年間のうちの1年分の使用料ということでございます。

続きまして、105ページをお願いいたします。

18款の繰入金でございます。財政調整基金繰入金につきましては、額にして170,000千円、3月補正後の3月残といたしましては、基金残高といたしましては582,803千円となります。2番の減債基金繰入金につきましては、247,476千円でございます。3月末の基金残高、理論的な数字だと思いますけれども、689,220千円となります。それと、公共施設建設基金繰入金が今回117,486千円ですけれども、3月末としては826,638千円の額というふうになります。

続きまして、112ページをお願いいたします。

20款の諸収入の雑入でございますけれども、一番下の第八土地区画整理事業費60,000千円、これにつきましては、地区外の中井手橋というのがございますけれども、中井手橋に歩道を新設するもので、拡張するために第八土地区画整理から地区外の事業として雑入として繰り入れるものでございます。

続きまして、115ページをお願いいたします。歳出に入ります。

今回、合併の中で特に議会費等については本年度予算として123,448千円ございますけれども、額にして80,020千円、39.3%の議会費としては減額でございます。

これにつきましては、両町の議員さんが36名いらっしゃったわけですが、22名になられたこと、それから職員が3名から2人ということ、それから議事録等、もろもろの経費等が減りまして、合計の額として123,448千円というふうに大幅な減額になっております。

117ページをお願いいたします。

2款の総務費、総務管理費の一般管理費でございますが、一番上の報酬でございますけれども、行政嘱託員88人ということで46,730千円。これは嬉野地区が34人、塩田地区が54人で、88人ということで報酬を計上させていただいております。現行の規定としては、基本料金が40世帯から150世帯以上という4構成になって、加入率等とか、配布世帯数あたりをいろいろ参考にして算出しておるものでございます。

続きまして、125ページをお願いいたします。

中ほどの17款の公有財産購入費、古湯温泉でございますけど、これにつきましては、資料の5ページ、主要事業の5ページを見ていただくとよございませけれども、土地開発公社の現在所有となっておりますが、これを買い戻すための予算でございますして、全体が合計の3,586.26平米でございますして、この分の費用として122,282千円の公有財産購入費ということでございます。

続きまして、126ページをお願いいたします。

6目の企画費でございますけど、上から二つ目の廃止路線代替バス運行費が8,816千円、生活交道路線維持費が7,192千円でございますして、合わせまして16,008千円となります。これにつきましては、廃止路線代替バス路線が5路線、地域の生活交道路線維持費が3路線でこの額になるわけです。下の生活交道路線維持費につきましては地域を結ぶ路線ということで3路線でございます。鹿島から塩田、嬉野、それから鹿島から吉田を通して嬉野、鹿島から塩田、武雄を通しての3路線で、いずれもこの8路線すべて祐徳バスの事業に助成するものでございます。

続きまして、127ページの下の方をお願いします。

これにつきましては、役務費の保険料でございます。上から三つ目の2,325千円。資料につきますと4ページでございます。

4ページの中身でございますけれども、この中身につきましては、自治体活動スポーツ保

険等に該当するもので、旧塩田町は自治会保険等がかなり普及をされておりましたけれども、今回統一して市で掛ける分で、平均単価として75円の21千円で想定してかけております。そういう形で算出をさせていただいております。今までより広範囲の活動についての保険料ということで御理解いただきたいと思えます。

続きまして146ページ、資料の18ページでございますけれども、この支援費408,429千円でございますが、この支援費につきましては各サービスの支援費ということで、扶助費が408,429千円、もろもろでございます、18ページを御参照いただきたいと思えます。

続きまして、149ページをお願いいたします。

資料の40ページでございますけれども、負担金の一番下でございます。杵藤地区広域市町村圏組合介護保険費で316,023千円ということで、これは保険給付費が250,369千円、保険給付外が56,794千円となっております。

続きまして、152ページをお願いいたします。

委託料の延長保育事業でございますけれども、これにつきましては7園を対象としたもので、期間の延長を自主的に延長保育に取り組んでいただいている園を対象にするものでございます。

それと、その下の153ページの民生費の一番上ですね、扶助費の乳幼児医療費助成37,652千円、これは資料の54ページでございます。3歳未満の乳幼児の医療費が扶助費として33,460千円、3歳児から就学前までの歯科医療が4,192千円ということで、乳幼児医療に対するものでございます。

続きまして、158ページをお願いいたします。

157ページから生活保護の全部でございますけれども、この内容については62-01です。今回市となりまして、新たな事業として生活保護費を予算計上させていただいておりますけれども、総額といたしまして410,456千円となって、事業内容につきましては、生活扶助から施設事務費等についてこのような額になるということでございます。

続きまして、161ページをお願いいたします。資料は63ページでございます。

老人保健事業健康診査費として52,434千円がございましてけれども、40歳以上の基本健診、これが4,850人、訪問指導が270人という形で計上させていただいております。

続きまして、165ページをお願いいたします。

4款の衛生費に入ります。この中で資料としましては69ページ、中ほどの委託料につきま

して、これを見ていただきますと、今回の委託料として汚水処理整備構想基本計画8,000千円が新規でございますが、これについては農集、公共下水道事業、浄化槽整備などに伴うもので、今後の汚水処理構想を検討する基本調査費ということで新規事業として8,000千円計上させていただきます。

その下の浄化槽設置整備事業、19節の一番下の補助金でございますけれども、これについては次の70ページでございますけれども、5人槽が13基、6から7人槽が43基、8から10人槽が2基ということでお願いをするものでございます。

続きまして、176ページ。

農林水産業費の農業費でございますが、内容等につきましては資料の79ページでございます。19節の中ほどの補助金でございますが、魅力あるさが園芸農業確立対策事業11,279千円。これにつきましては、旧塩田町の高設栽培施設関係でございます、イチゴ、小ネギ、花苗等の消毒機等でございます。

その二つ下の中山間地域等直接支払制度でございますけれども、82ページの支所と本庁の分で、合計で55,495千円の額で中山間地の支払いですけれども、これについては、嬉野地区が42地区、塩田地区が7地区ということで計上させていただきます。

続きまして、178ページをお願いします。

一番下の補助金の57,371千円、資料の99ページでございます。これにつきましては茶業に関係するものでございまして、防霜施設、乗用摘採機、低コストな園地改良等を計画させていただいております。

続きまして、183ページをお願いします。

農林水産業費の農業費の一番上の県営事業（塩田東部地区経営体育成基盤整備事業）でございますけれども、20,625千円につきましては、平成18年度総事業費として、県営事業としては110,000千円の事業でございます。これにつきましては、用排水路が6水路、延長2,838メートルでございます。この事業につきましては、平成16年から平成20年の計画でございます。5カ年計画でございます。全体事業費として520,800千円の事業費でございます。

続きまして、193ページをお願いいたします。

中ほどの6款の商工費、項も商工費でございますけれども、21、22の貸付金、補償、補填及び賠償金でございますけれども、合わせまして154,500千円の額を見ております。これについては、主な事業の131ページでございます。貸付内容等については、旧両町の貸付金と

ということで、そのまま踏襲して商工業の振興に当たるものでございます。

197ページをお願いいたします。

これも商工費の中の志田焼の里博物館運営費という中で、13節の委託料及び15節の工事請負費、合わせまして10,050千円でございます。これにつきまして、内容は142ページでございます。新規事業として博物館の改修工事の設計及び一部改修を見るものでございます。

続きまして、203ページをお願いいたします。

7款2項の道路橋りょう費でございますが、一番下の15の工事請負費でございます。一般市道、これは旧塩田町の一般市道の改良でございますけれども、路線数は4路線で明円原線を初め4路線でございます。その下の一般市道の支所の分としましては、旧嬉野町の分でございます。これは金松線外13路線の舗装及び改良に充てるものでございます。

それと、一つ飛びまして中井手橋につきましては、先ほど歳入の雑入で言いましたように、中井手橋の改良を行うものでございます。

防衛施設周辺整備事業については、143ページの資料を見ていただきたいと思います。

続きまして、220ページをお願いいたします。

資料の149ページ、150ページ、それから151ページ、これについては各学校、小学校6校、中学校4校における特色ある学校づくり推進事業、「オンリーワン」のさが体験活動支援事業等を計画されていますけれども、この予算をお願いするものでございます。総合学習の充実等のため及び地場産業の体験等の費用に充てるものでございます。

229ページをお願いいたします。

中ほどの13節の委託料17,415千円の中の耐震診断（塩田中）10,115千円、この内容等については160ページでございます。これについては新規事業でございまして、今回、塩田中学校の耐震診断を行うものでございまして、現在のところ、旧嬉野町の耐震等については建設が新しゅうございまして、ほとんど耐震等に必要なもの等についてはもう済んでいるという状況でございますけれども、中学校1、小学校3という形で旧塩田町の分の学校診断は今後検討せざるを得ない時期に来ているかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、240ページをお願いいたします。

その一番上の図書館システム蔵書データ委託ということで、資料の163ページを見ていただきますと、これにつきましては、旧塩田町はできておりますけれども、旧嬉野町のデータの分についてはまだできておりませんので、新規という形で今回お願いをするものでござい

ます。これについては、バーコードのデータ委託等が8,753千円ということで予算額も計上されておりますけれども、この内容で新規事業としてとり行うものでございます。

続きまして、242ページをお願いいたします。

242、243ページでございますけれども、この内容につきましては164ページから166ページでございます。伝統的建造物群保存地区の環境整備基本調査が8,000千円、それから、建造物の家屋の保存修理補助が36,000千円ということで、36,000千円の対象としては4件を予定しております。

以上、一般会計については主なところの説明をさせていただきました。

以上で終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

それでは、引き続いて、議案第74号から議案第75号まで細部説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、予算書の17ページをお願いいたします。

議案第74号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算でございます。

平成18年度嬉野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,616,689千円としております。

旧両町の平成17年度当初予算と比較をいたしまして、額で12,337千円、率で0.3%の増となっております。

第2条で、一時借入金の最高額は2億円と定めております。

それでは、中身については、この平成18年度、先ほどの一般会計予算の説明のときにありました配付資料の7ページをお開きください。

歳入の方の構成比ですけれども、構成比で一番多いのが3款の国庫支出金1,344,915千円、37.2%でございます。その次に1款の国民健康保険税949,911千円、26.3%でございます。それから、3番目に5款の療養給付費等交付金で549,184千円、15.2%になります。それから、4番目に繰入金が498,184千円で13.8%となります。

続きまして、比較増減でございますけれども、国保税につきましては、今年度税率の統一をお願いしているところでございます。予算額では対前年度比14,836千円の減、率で1.5%

の減となっております。

それから、続きまして3款の国庫支出金と4款の県支出金につきましては、さきの国の三位一体改革によりまして、地方への財源移譲に伴いまして、保険給付に要する費用について国庫負担が引き下げられ、県の方が市町村保険者間の財政を調整するために県の負担が導入されたということで、3款の国庫支出金が169,713千円の11.2%の減となっております。それと、4款の県支出金が178,691千円ということで967%の増となっております。

8款の当初予算額が498,184千円になっておりますけれども、このうち179,550千円が基金繰入金となっております。この基金につきましては、平成17年度の3月補正で26,553千円の繰り入れをお願いしておりますので、188,067千円となります。今回、平成18年度の当初予算の方に先ほどの179,550千円の繰り入れをお願いしておりますので、残高が8,517千円となっております。

続きまして、歳出の方です。

歳出の方で、構成比で一番大きいのが2款の保険給付費でございまして、2,466,946千円、68.2%の増となります。2番目が3款の老人保健拠出金で761,900千円、21.1%となります。そして、3番目が4款の介護納付金で、209,000千円の5.8%となっております。

比較増減で歳出の方ですけれども、この医療費関係では4款の介護納付金について、大体過去の実績から10.2%の伸びを見ておりますけれども、それ以外はほぼ前年度並みでお願いをしております。

続きまして、25ページの議案第75号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成18年度嬉野市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,286,035千円と定めるものでございまして、旧両町の平成17年度当初予算と比較いたしまして、額で73,228千円、率で1.7%の増となっております。

第2条で、一時借入金の最高額は2億円と定めております。

細部にわたっては、先ほどの配付資料で8ページをお願いいたします。

歳入の方の構成比でございましてけれども、1番目が1款の支払基金交付金で2,293,955千円で53.5%、そして、2番目が2款の国庫支出金で1,326,083千円の31%となっております。

歳出につきましては、医療諸費が4,283,156千円の99.9%ということで、ほとんどを占めております。

この老人保健につきましては、歳出の医療諸費を過去の実績から見込んで計上し、お願いしております。この老人保健制度につきましては、定められた公費負担区分に基づきまして、それぞれ歳入を計上いたしておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山口 要君）

それでは、続いて議案第76号から議案第79号までについて説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

それでは、議案第76号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ401,972千円と定めるものでございます。

旧町の前年度当初予算対比は、額にいたしまして163,171千円、率で68.3%の増となっております。

歳入歳出予算につきましては、当初予算の説明配付資料の方で御説明をいたします。

配付資料の9ページをお願いいたします。

まず、歳入の方から申し上げますが、歳入の当初予算総額は先ほど申し上げました401,972千円でございます。構成比の大きい順に申し上げますと、まず、5款の繰入金金が211,117千円で構成比52.5%でございます。次いで市債が86,900千円で構成比21.6%、3番目として2款の国庫支出金が75,200千円で構成比が18.7%、4番目といたしまして1款の使用料及び手数料が28,703千円で構成比7.2%の順となっております。

歳出の当初予算額につきましては、事業費が236,564千円で構成比58.9%、公債費が164,408千円で構成比40.9%、予備費が1,000千円で構成比0.2%となっております。

次、旧町の前年度当初予算との比較について申し上げます。

まず、歳入でございますが、増減額の大きいものについて申し上げます。

国庫支出金の70,100千円及び7款の市債の86,900千円の増額につきましては、ともに五町田谷所地区農業集落排水事業の着手に伴うものでございます。

5款、繰入金の8,343千円の増額につきましては、先ほど申し上げました五町田谷所地区

の事業着手に伴う事業費の増、それと職員減に伴う人件費の減等によりまして、管理費が4,240千円減少いたしております。そういったことで、トータルで8,343千円の増となっております。

歳出でございますが、1款の事業費が165,259千円の増となっております。これは歳入で申し上げましたように、五町田谷所地区の事業費を今回計上したことによるものでございます。

18年度につきましては、測量試験費ということで、基本設計、地質調査、管路施設の測量設計を行うことといたしております。

公債費のマイナス2,088千円につきましては、平成7年度に起債をした市債のうち、特例分の償還が17年度で完了したことによるものでございます。

ここで五町田谷所地区農業集落排水事業について概略申し上げます。

事業箇所の位置につきましては、平成18年第1回嬉野市議会定例会議案資料、そちらの方の8ページに示しております。赤く塗った部分が地区でございます。

計画面積といたしましては141.3ヘクタールで、計画戸数につきましては961戸、人口にして4,440人、ちなみに現況戸数は857戸で3,246人でございます。

汚水量は1日1,465立方メートルを予定いたしております。

事業期間は平成18年度から平成23年度までとなっております。工事の着工は平成19年度からとなります。

全体事業費につきましては、4,315,000千円を見込んでおります。

18年度の事業内容につきましては、主要な事業の説明書の167ページに記載をしております。

議案第76号につきましては以上でございます。

次、予算書の37ページをお願いいたします。

議案第77号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ650,138千円と定めるものでございます。

旧町の前年度当初予算対比は、額にいたしまして227,254千円、率にいたしまして25.9%の減となっております。

歳入歳出予算につきましては、先ほどの説明配付資料の方で説明をいたします。10ページをお願いいたします。

まず、歳入の当初予算額は先ほど申しあげました650,138千円となっております。

これも構成比の大きい順に申しあげますと、まず、国庫支出金が254,012千円、構成比39.1%、2番目が市債で233,500千円、構成比35.9%、3番目が繰入金で140,463千円、構成比が21.6%、4番目が分担金及び負担金で10,000千円、構成比1.6%、5番目が使用料及び手数料の6,060千円、構成比0.9%、6番目が諸収入で6,002千円、構成比0.9%の順となっております。

歳出の当初予算額は、事業費が592,986千円、構成比91.2%、公債費が56,152千円で構成比8.6%、予備費が1,000千円で構成比0.2%となっております。

旧町の前年度当初予算との比較増減を申しあげます。

歳入の方から申しあげますが、大きいものとしたしましては、3款の国庫支出金のマイナスの134,888千円、これと8款の市債、マイナスの133,700千円、これはともに処理場建設がほぼ完了したことによる減となっております。

それから、5款の繰入金が19,597千円の増となっております。これは主な要因としたしましては、施設管理費の増と公債費が増加したことによるものでございます。

それから、1款の分担金及び負担金の10,000千円は、これは皆増となっておりますが、下水道の供用開始に伴いまして、一般家庭を220戸、事業所30軒の加入を見込んで計上したものでございます。

歳出の方でございしますが、1款の事業費がマイナスの239,339千円、率で28.8%の減となっております。この要因は、歳入で申しあげました処理場建設がほぼ完了したことに伴い、事業量が減少したことによるものでございます。

次、2款の公債費で13,085千円の増となっております。これは平成12年度起債分の償還開始によるものでございます。

公共下水道の概要について若干申しあげます。

事業認可区域につきましては、議案資料の9ページ、先ほどの地図のところにお示しをいたしております。

公共下水道事業の全体計画面積は453ヘクタールで、全体計画処理人口は1万4,700人となっております。

処理能力は全体計画で1万3,800立方メートルでございます。1日当たりでございます。

処理方式は、オキシデーショントリッチ法でございます。

事業期間は平成12年から平成30年までの予定となっております。

総事業費につきましては、約160億円を見込んでおります。

面積ベースでの事業の進捗率を申し上げます。

まず、1次認可の99ヘクタールに対する進捗率は平成17年度末で97.8%、2次認可の70ヘクタールに対する進捗率は27.3%、1次、2次を合わせた進捗率は68.6%で18年度末の見込みは83.4%となっております。

全体計画に対する進捗率につきましては、平成17年度末で25.6%、18年度末は31.1%を見込んでおります。

本年3月に一部供用開始する面積は116ヘクタールで、関係戸数約1,000戸、人員約3,000人となっております。

18年度の事業内容につきましては、主要な事業の説明書の168ページから170ページに記載をしているとおりでございます。

議案第77号につきましては以上でございます。

次、予算書の43ページをお願いいたします。

議案第78号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ442,871千円と定めるものでございます。

旧町の前年度当初予算対比では、額にして121,976千円、率にして21.6%の減となっております。

歳入歳出予算につきましては、説明配付資料の方で御説明いたします。11ページをお願いいたします。

歳入の当初予算額は先ほど申し上げましたが、合計で442,871千円となっております。

構成比の大きい順に申し上げますと、まず1番目が市債で183,400千円、構成比が41.4%となっております。2番目が繰入金で164,507千円、構成比37.1%、3番目が国庫支出金で67,700千円、15.3%、4番目が財産収入の14,140千円で3.2%の順となっております。

歳出の当初予算額は、土木費が328,990千円で構成比74.3%、公債費が112,881千円で

25.5%、予備費が1,000千円で0.2%となっております。

次、前年度の当初予算比較について申し上げます。増減額の大きいものについて申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款の国庫支出金のマイナス146,600千円につきましては、公共施設管理者負担金事業が17年度で終了したことによるものでございます。

4款の繰入金金の30,189千円の増につきましては、主な要因といたしましては、公債費の増によるものでございます。

財産収入のマイナス8,461千円につきましては、保留地処分金の減によるものでございます。

次、歳出について申し上げます。

1款. 土木費のマイナス144,447千円は歳入で申し上げました公共施設管理者負担金事業が17年度で終了したことによるものでございます。

公債費の23,471千円の増につきましては、平成14年度起債分の償還開始に伴うものでございます。

第七土地区画整理事業の概要について若干申し上げます。

施行地区の位置につきましては、議案資料の10ページにお示しをしております。

施行地区の面積は26.9ヘクタール、事業期間が平成6年から平成23年までの予定でございます。

総事業費は6,850,000千円となっております。

事業の進捗率を申し上げます。

事業費ベースで17年度末が68.8%、18年度末が73.7%の見込みとなっております。

18年度の事業内容につきましては、主要な事業の説明書の171ページに記載をしております。

議案第78号につきましては以上でございます。

次、予算書の49ページをお願いいたします。

議案第79号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について御説明いたします。

まず、歳入歳出予算の第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,119千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、配付資料の方で御説明いたします。配付資料の12ページをお願いいたします。

歳入の当初予算額の内訳から申し上げます。

国庫支出金が32,500千円で構成比13.4%、財産収入が1,133千円で構成比0.5%、繰入金が94,485千円で構成比39.0%、繰越金は1千円ということで構成比は0.0%、市債は114,000千円で構成比47.1%となっております。

次、歳出の当初予算の内訳を申し上げます。

1 款の土木費が179,669千円で構成比74.2%、2 款の公債費が61,450千円で構成比25.4%、3 款の予備費が1,000千円で構成比0.4%となっております。

次に、旧町の前年度当初予算額との比較について申し上げます。

増減額で大きいものから申し上げますと、5 款の市債がマイナスの28,400千円、率で19.9%の減となっております。この要因でございますけれども、起債事業、これは特定道路Bでございますが、この事業費の減と、保留地処分金事業に係る償還元金の増によるものでございます。

次、3 款の繰入金が19,867千円の増となっております。率で26.6%。この主な要因につきましては、公債費の増によるものでございます。

それから、1 款の国庫支出金が6,050千円の増となっております。率で22.9%となっております。これは交付金事業の配分増に伴うものでございます。

次、歳出ですが、1 款の土木費がマイナス25,967千円、率で12.6%の減となっております。これは事業の進捗状況により事業費を減額したものでございます。

2 款の公債費で23,484千円、率で61.9%の増となっておりますが、これは第七と同様、平成14年度起債分の償還開始に伴うものでございます。

次に、第八土地区画整理事業の概要を申し上げます。

施行地区の位置につきましては、第七同様、議案資料の10ページにお示しをしております。赤い線で囲んだ部分でございます。

施行地区の面積は15.7ヘクタール、事業期間は平成9年から平成19年までの予定でございます。

総事業費が3,097,000千円の見込みとなっております。

事業の進捗率は、事業費ベースで17年度末が62%、18年度末が68.1%の見込みとなっております。

ります。

18年度の事業内容につきましては、主要な事業の説明書の172ページに記載をしておりますのでございます。

議案第79号につきましては以上でございます。

○議長（山口 要君）

それでは、引き続いて議案第80号について説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第80号 平成18年度嬉野市水道事業会計の予算を説明いたします。

別の予算書ですけれども、水道事業でございます。

予算書の中の3条、4条につきましては、午前中、市長の方から提案理由の中で詳しく説明されておりましたので、省略したいと思います。

第2条につきまして、給水件数ですけれども、9,680件として計上しております。実は平成17年度の4月から12月までの平均を9,680件と決めております。

ちなみに平成17年度の当初と比べますと、ほとんど変わりませんが、シビアに申しますと、0.4%程度減少をしております。平成17年度当初については9,722戸で計上しておりました。

それから、総給水量ですけれども、350万9,000トンの水量を計画しております。実はこの総給水量と申しますと、配水池から出てきた水量全部を記載しております。じゃあ、水道料金にはね返ってくる水量と申しますと、有収水量でございますけれども、有収水量につきましては、塩田地区が70万トン、嬉野地区が214万トン、計の284万トンで予算書を計画しております。

ちなみに総給水量から有収水量というのは、有収率約80%程度になります。その差については、本管の漏水または工事のための配水管の布設に伴う管の洗管等で使用した水量となります。

そういうことで、1日の平均給水量は、総給水量からいきますと1人当たり250リッター程度になります。有収水量から申しますと、1人当たり200リッターぐらいになります。1家族4人程度で計算しますと、月に20トンないし24トンの使用量ということになります。

それから、主な建設改良の事業ですけれども、この予算書の一番最後、36ページ、37ページに記載をしております。それによって説明をいたしたいと思っております。

まず、36ページの配水管の改良工事ですけれども、道路改良工事に伴う配水管の布設がえということで10,000千円を計画しております。これにつきましては、塩田地区の美野でございます。この地区につきましては、昭和55年、56年ごろ布設されたV P管の150でございます。最近、非常にここに漏水等が発生いたしまして、その当時のビニールパイプ、いわゆるV Pというものについては、やはり品質的にも余りよくなかったのかどうかわかりませんが、非常に最近漏水が多いということで、D C I P、いわゆるダクタイトル鉄管によって布設がえをしたいと考えております。延長的には350メートル程度でございます。

それから、下水道工事に伴う配水管布設工事でございますが、下水道につきましては、今年度3月に供用開始ということで進めておられると思います。その中で平成18年度の工事については約4億円程度と話を聞いておりますけれども、嬉野地区のまち、市街地が中心となるということを聞いておりますが、それに伴う水道管の布設がえと、また新しく布設する箇所があるんじゃないかということで10,000千円の予算を要求しております。

それから、37ページですけれども、配水管の布設、構築物ですけれども、先ほどから説明がございました嬉野町の第七、第八区画整理事業の中の配水管の布設をそれぞれ予算要求しております。

それから、市道の諸津線につきましても配水管の布設をしたいということで、13,000千円程度の予算要求をしております。

ということで、嬉野地区につきましては平成17年度でほぼ拡張工事については完了しております。未普及地域が2地区ありますが、そのほかの主な分についてはほとんど完了しております。

塩田地区につきましては、平成14年度が最後になっておるようでございます。そういう関係で、工事の方につきましても、17年度までの工事と比べますと大分予算的には落ちてきているようでございます。

主な工事につきましては、そのようになっております。予算の収支、詳細につきましては、予算書のとおりになっております。

それから、第8条につきましては、他会計からの補助金ということで207,885千円をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

細部説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 2 時 25 分 散会